

KMCパートナーズの書面添付

弊社では税務調査対策として、書面添付制度を活用しております。通常、調査の対象となったときは、問答無用でお客様のご自宅等に税務署員が来て調査が行われます。一方、本制度を利用していれば、税理士に事前に説明する機会が与えられ(意見聴取)、そこで疑問点が解消すれば、ご自宅に来ることなく税務調査が省略になることがあります。ただ、この書面添付制度は、その記載内容に税理士が責任を持たなければならず、場合によっては税理士に懲戒処分や罰則が科せられる可能性がありますので、全体件数の10.0%とそこまで浸透していないのが実情です。KMCパートナーズは書面添付には以前より力を入れており、ノウハウがありますので、お客様の精神的な負担をできる限り軽減するためにも積極的にこの制度を利用しております(原則全ての申告書に書面添付を付けております)。意見聴取後に税務調査に移行する場合でも、経験豊富な調査に強い税理士が正々堂々と税務署に論戦し、納税者を守ります。

書面添付の実施率

93.8%

・ R4.11～R5.10期の累計

全国における
書面添付実施割合

10.0%

・ 財務省：令和4事務年度 国税庁実績評価書より

実地調査省略率

85.0%

・ R3.11～R5.10期の累計

全国における
実地調査省略割合

54.3%

・ 日本税理士会連合会のH27年データより

法人税の実調率

0.6%

・ R4.11～R5.10期

全国における
法人税実調率

2.0%

・ 令和4事務年度法人税等の調査実績の概要
法人税等の申告(課税)実績の概要より